

## 義務教育学校に関わる話題

先日、義務教育学校に関することが話題になった。

指導要録の記載に関することで、前期課程6年生が後期課程へ進学するときの記載です。

指導要録の様式や記入に関しては、市町村（学校設置者）の受け持ちで、都道府県は記載に関し極端な差が出ないように市町村を指導する立場にある。

現在、改正学習指導要領に基づく道徳科への移行や次期学習指導要領本格実施を見据え、様式は今のところ変わっていないところがほとんどだろう。

その中で、義務教育学校の子供たちの記載をどうするかである。

問 義務教育学校6年生の指導要録の卒業欄、日付、進学先をどのように記載すればよいか。  
法令と教育的意義を踏まえて答えよ。

義務教育学校は1つの学校であり、小学校、中学校という感覚がない。ある考えとして、そこで学ぶ子供は、6年生から7年生へ進学するとき、「卒業・証書・記載・進学」がそもそもあり得ないということで、1年生入学と9年生卒業だけの記載であるという考え方がある。また、その対局の考え方がある。どちらも正しいと思ってしまう。

この混乱を回避することと義務教育の意義を大切にするために、文部科学省から通知がでていた。

前期課程は学校教育法の小学校の目標及び小学校学習指導要領を準用し、後期課程は小学校を準用するとの内容である。

これにより、ひとつの器（義務教育学校）ではあるが、そこで、発達段階に応じた小学校教育及び中学校教育が存在し、それぞれを履修したことを公的帳簿に記載しておくことが求められるのである。

結論としては、

- ・卒業欄 「~~卒業~~ → 修了」 とし 修了日 「平成29年3月31日」 と記載  
(卒業であっても修了であってもよい。記載があること。)
- ・進学先欄 同校進級の場合 「後期課程7学年へ進級」 と記載  
他の義務教育学校へ進む場合は、「〇〇小中学校へ転学」及び「所在地」を記載  
他の中学校へ進学する場合は、「学校名」及び「所在地」を記載
- ・理由 平成27年7月30日 27文科初発595号 「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律について（通知）」の「1 改正の概要 (7)～(11)」及び「2 留意事項 (5) 義務教育学校の教育課程」に基づき、学習指導要領準用とともに指導要録記載についても小学校及び中学校に準ずるため。

要は、小学校の過程を確実に学んだ「学びの足跡」を残しておくことが大切なのである。このあたりがシブイ。親の立場からしたら、式典で証書を渡していただけるとうれしいですね。

問題が発生しその解決のために、法令に戻り判断する。法令は我々を守ってくれていると、法規演習でもよく伝えてきたことだ。

私事、昨日平成29年版の教育六法が届いた。今年はどんな法令と向き合うことになるか楽しみである。

